

学校法人山本学園に対する再生支援の完了について

2013年9月24日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2012年3月29日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、支援を行ってまいりました。

機構は、支援決定以後、再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、今般、専門家の派遣を終了し、支援決定に係る全ての再生支援を完了しました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

学校法人山本学園（現：学校法人松山ビジネスカレッジ）

2. 買取決定等にかかる債権の買取価格

本件では、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったため、債権の買取はございません。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等調整、及び専門家の派遣を行うことで再生支援対象事業者の支援を行いました。

以上